

# 労働保険審査制度の見直し（概要）

## 1 改正の趣旨

行政不服審査手続の簡易迅速性を活かすとともに、より客観的かつ公正な審理手続を定めるなど不服申立人の手続保障を強化し、行政不服審査制度を国民にとってより分かりやすく、利用しやすいものとする観点から行われる行政不服審査法の改正と整合性を図るため、労働保険等に係る不服審査制度について、所要の見直しを行うものである。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において改正を行う。）

## 2 主な改正内容

### （1）審理の一段階化

#### ① 再調査請求制度の創設

保険給付に関する決定に不服のある者は、原処分をした行政庁に対して、再調査の請求をすることができることとする（審査請求に前置）。

再調査の請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月を経過したときは、することができない。

#### ② 審査請求

保険給付に関する決定に不服のある者は、（再調査の請求を経た上で）労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求をすることができることとする。

なお、審査請求は、原処分に係る再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して2月を経過したときは、することができない。

### （2）審査会における審査の迅速化等

#### ① 標準審理期間の設定

審査会は、審査請求がされてから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める（再調査の請求についても同様）。

#### ② 特定審査請求手続の計画的遂行

審査会は、審査すべき事項が多数・錯そうしているなど審査請求が複雑である等の事情により、迅速かつ公正な審査を行うため、審理のための処分等を計画的に遂行する必要がある場合には、当事者を招集し、審査請求の手続の申立てに関する意見の聴取を行う。

#### ③ 当事者等による物件の閲覧

当事者及び参与は、審査会に対し、提出された文書その他の物件の閲覧を求めることができる。

## 3 施行期日

行政不服審査法の施行の日（※）

※公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日